

# 京都府動物愛護推進計画

平成20年 3月 策定  
平成27年 1月 見直し

京 都 府



# 目 次

～ 人と動物が共生する社会の実現に向けて ～	1
第1章 計画の趣旨と基本方針	2
1 趣旨及び基本視点	2
2 計画の期間	2
3 役割と連携	2
4 施策展開の方向	4
第2章 現状・課題と施策	6
1 動物愛護精神に対する理解の促進	6
（1）動物飼養に当たっての基本的事項の徹底	6
2 所有者責任の徹底	6
（1）犬・猫の適正飼養の徹底	6
ア 犬の登録・狂犬病予防注射	6
イ 犬・猫に関する苦情・相談等	7
参考 市町村における取組	8
ウ 終生飼養の徹底	9
（2）特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底	9
3 動物取扱業等の社会的責任の徹底	10
（1）動物取扱業	10
（2）産業動物	11
（3）実験動物	11
4 人と動物のよりよい関係づくりの推進	12
（1）幼い頃からの動物愛護教育	12
（2）ボランティア等自主的な取組の促進	12
（3）身体障害者補助犬	13
5 保護動物等の返還・譲渡の推進	14
（1）返還と譲渡	14
（2）負傷動物の収容	15
6 殺処分頭数の削減	15
7 府民と動物の安全の確保	16
（1）共通感染症対策	16
（2）災害時の対策	16
（3）動物の遺棄・虐待防止対策	17
第3章 計画推進に向けて	18
1 計画の数値目標	18
2 計画の達成状況の把握・見直しの体制	18



## ～人と動物が共生する社会の実現に向けて～

近年、ペットは飼い主に心の安らぎや潤いを与える存在だけでなく、家族の一員やパートナーとして思われるようになりました。その一方で、動物の習性や接する方法が分からない方、苦手な方もおられ、さらに飼い主のマナーの悪さや近隣住民に対する心遣いの欠如、動物の遺棄・虐待などの問題があります。この他にも、災害時対応や狂犬病などの共通感染症の予防は非常に重要です。このような現状をふまえ、京都府は“人と動物が共生する社会づくり”を推進します。

京都府では、昭和30年代後半から犬の飼養頭数が急速に増え、それに伴い犬害苦情も増加しました。昭和45年度においては、犬による咬傷事故が372件あり、その多くは放し飼い等の飼い犬によるものでした。また、猫の飼養頭数の増加とともに放し飼いによる苦情や相談も増えてきました。一方、ライオン等の危険動物を飼養する事例も見られるようになり、昭和44年には京都市内でライオンの逸走事件が発生しました。

このため、飼い主の適正飼養の自覚を促すとともに、社会的要望に応じるため、昭和46年に「動物の飼養管理に関する条例」を制定しました。条例の中では、「犬のけい留義務」、「特定動物の許可制」等を規定しました。

その後、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が制定され、所有者や動物取扱業者の責務等が規定されるとともに、平成17年の改正において、都道府県ごとに動物愛護管理推進計画を策定することが規定され、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、適正飼養に向けた実効性のある取組を行っていくこととなりました。平成19年度に京都府動物愛護管理推進計画を策定し、動物の適正飼養を徹底するとともに、動物愛護の精神を広く啓発しました。

今回、平成25年8月に動物愛護管理法改正に伴い基本指針が改正されるとともに、平成19年度に10年後の目標として策定した本計画の数値目標のうち、犬・猫引取頭数、苦情件数、譲渡割合を達成したことから、より高い目標を計上し、本計画の名称も含めた見直しを図り、人と動物が共生する社会の実現に向けて取り組んでいきます。

# 第1章 計画の趣旨と基本方針

## 1 趣旨及び基本視点

この計画は、府民一人ひとりが、動物愛護についての理解を深め、所有者等が動物を適正に飼養することを通じて、動物が人と共に生活する存在として府民に広く受け入れられる社会づくりを目標としています。

対象動物の種類は様々である上、動物との接し方もライフスタイルや価値観等に深く関わっています。このため、動物愛護・共生に関する施策の実施に当たっては、行政機関、獣医師会、業界団体、府民団体など関係者間の協働はもとより、動物を飼っていない人も含め、府民一人ひとりの理解と協力が必要となります。

また、住宅密集地やボランティア等の自主的な活動の有無などについて、地域の実情が異なることから、取組を円滑・着実に進めていくためには実態に合わせた基盤の整備が必要です。

### ■ 計画策定に当たっての基本視点

- ① 府民の動物愛護・共生に関する活動の推進
- ② 関係者間の協働関係の構築
- ③ 施策の実行を支える基盤の整備

## 2 計画の期間

計画の期間は、当初平成20年度から平成29年度までの10年間とし、5年後を目途に見直しを図るとしていましたが、平成24年9月の動物愛護管理法改正に伴う平成25年8月の基本指針改正により、平成26年度から平成35年度までの10年間とし、5年後を目途に見直しを図ります。

## 3 役割と連携

動物愛護等に関する課題は、所有者の不適切な飼養やマナーのために生じる近隣への迷惑行為等の地域的なものから、狂犬病予防対策、動物の保護・収容、動物取扱業の監視指導、特定動物の飼養保管許可など、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対しては、京都府、市町村、獣医師会などの動物関係団体等が携わっていく必要があります。

今後、広く府民に受け入れられる“人と動物が共生する社会づくり”を進めていくためには、所有者と動物の関係に主眼をおきながら、さらに地域社会との関係にまで視野を広げ、各主体の連携・協働による取組を推進していく必要があります。

このため、動物愛護や終生飼養の理念・精神を分かりやすく普及啓発するため、「京都動物愛護センター（仮称）」の開設に併せ、府市協調で京都動物愛護憲章を制定しました。

## **(1) 府の役割**

府は、動物愛護管理法や「動物の飼養管理と愛護に関する条例」（昭和 46 年京都府条例第 30 号）等に基づく動物取扱業に関する登録等、監視指導、動物の保護・収容・返還・譲渡等のほか、動物愛護週間行事等を通じて動物愛護や適正飼養の普及啓発や情報提供に努めるとともに、市町村の動物愛護等に関する施策及び動物関係団体や動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が府内全域で実施されるように支援します。動物愛護事業については、平成 27 年開設予定の京都動物愛護センター（仮称）を中心として、京都市と連携して実施します。さらに、本計画全体が着実に推進されるよう、コーディネーターの役割を果たします。

## **(2) 市町村の役割**

市町村は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促すとともに、所有者に対する動物愛護管理法に基づく適正飼養の啓発等を実施し、条例等による指導を必要に応じて行い、動物愛護に対する地域住民の理解を深め、地域での愛護活動の担い手である動物愛護推進員やボランティアの活動を支援していく役割があります。

なお、京都市は上記に加えて、指定都市として府と同様に動物取扱業に関する登録等、監視指導、動物の保護・収容等の業務を行っています。

## **(3) 所有者の役割**

“人と動物が共生する社会づくり”のためには、所有者の果たす役割が基本であり、法令を遵守し、動物の習性等に応じて、その動物が命を終えるまで適切に飼養する終生飼養の責務を果たさなければなりません。

また、所有者は地域社会のルールを遵守し、迷惑をかけない飼い方を心がけるなど、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、行動することが求められます。

## **(4) 動物取扱業者の役割**

動物の販売業や保管業などの動物取扱業者は、適切な施設で飼養した健康な動物を提供するとともに、動物の特性、状態、飼育方法などの飼養に必要な情報を提供し、所有者が責任を持って動物を飼い続けることができるよう支援していくことが求められます。

## **(5) 動物愛護推進員の役割**

動物愛護に熱意と識見を有する府民の中から京都府又は京都市が委嘱する動物愛護推進員には、府や市町村と協力しながら、動物の愛護と適正飼養についての啓発等を行うことが求められます。

## **(6) 関係団体、ボランティア等の役割**

獣医師会などの動物関係団体やボランティアの役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、行政の推進する動物愛護等に関する施策への協力や動

物適正飼養講習会等の独自の活動を通じて、“人と動物が共生する社会づくり”を牽引して行くことが期待されています。

#### **(7) 府民の役割**

人と同様に命あるものとして動物が共生できる社会を築いていくためには、府民一人ひとりの理解が必要です。

地域社会の中には動物愛護推進に積極的な人と動物に対して必ずしも好意を抱いていない人がいますが、お互いの立場や考え方の違いに理解を深めつつ、“人と動物が共生する社会づくり”を進めていくため、動物愛護の精神を高揚することが重要です。

### **4 施策展開の方向**

人と動物が共生する社会の実現のためには、まず動物愛護に関する理解の促進と所有者の飼養に関する責任を徹底することを基本に、動物を取りまく関係者が責任を持ってそれぞれの役割を果たしていく必要があることから、次のとおり施策を展開することとしました。

#### **○ 動物愛護精神に対する理解の促進**

京都市と共同で京都動物愛護センター（仮称）を開設し、ドッグランやふれあい広場を活用した動物ふれあい教室などの動物愛護事業を実施するとともに、京都動物愛護憲章制定により、府民の動物愛護に関する理解を一層促進します。

#### **○ 所有者責任の徹底**

様々な機会を捉えて、所有者の終生飼養の徹底を啓発します。狂犬病などの共通感染症の予防対策の徹底はもとより、地域における動物に関する苦情をなくし、動物の存在が地域の人々に受け入れられるよう、適正な飼養やマナー向上、ルール遵守を徹底します。所有者から引取りの申出がある場合は、その理由を確認し、安易な引取依頼を拒むとともに、終生飼養徹底や避妊去勢手術の推進により、保健所等での引取頭数を削減します。

#### **○ 動物取扱業等の社会的責任の徹底**

動物を飼おうとする人の多くが最初に出会う動物取扱業者は、社会的な自覚を持つとともに、所有者育成の担い手としての役割を果たしていくよう、資質の向上を図るための研修会の実施や監視指導などにより、その社会的責任を徹底します。

#### **○ 人と動物のよりよい関係づくりの推進**

人と動物のよりよい関係づくりを目指すため、府と市町村、動物愛護推進員、動物関係団体等が連携し、動物愛護や適正飼養に関する啓発活動の支援や取組を推進します。

○ **保護動物等の返還・譲渡の推進**

マイクロチップ装着等による所有者明示の普及やインターネット等による保護動物等の情報発信などにより、保健所等にて保護動物等の所有者返還や引き取った動物の譲渡を推進します。

○ **殺処分頭数の削減**

引取頭数の削減や返還・譲渡の推進などにより、殺処分ゼロを目指します。

○ **府民と動物の安全確保**

屋内飼養や輸入動物の増加などにより、人と動物との取りまく環境が変化し、感染リスクが増加している共通感染症への的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実させることにより、人と動物の安全を確保します。

○ **推進計画の達成状況の把握**

本計画の推進を図るための体制を整備します。

## 第2章 現状・課題と施策

### 1 動物愛護精神に対する理解の促進

#### (1) 動物飼養に当たっての基本的事項の徹底

##### <現状と課題>

動物愛護管理法は所有者の責務について定めていますが、動物愛護に関する世論調査（平成22年度内閣府調査）をみると、法令の存在や内容について、年々知られるようになってきているものの、全く知らないと答えた人が未だ42.4%あり、動物愛護精神に対する理解の促進及び法令周知の徹底が必要です。

##### <施策>

- ① 京都市と共同で京都動物愛護センター(仮称)を開設し、ふれあい広場やドッグランを活用した動物ふれあい教室などの動物愛護事業を実施するとともに、京都動物愛護憲章制定により、府民の動物愛護精神に対する理解を一層促進します。
- ② 市町村、獣医師会、動物関係団体などと連携し、動物愛護週間行事等を通じて動物愛護や適正飼養の普及啓発に努めます。
- ③ 府民の動物愛護意識の向上のため、ホームページやイベント等により、動物の習性、飼育方法、共通感染症等の情報を提供します。

### 2 所有者責任の徹底

#### (1) 犬・猫の適正飼養の徹底

##### ア 犬の登録・狂犬病予防注射

##### <現状と課題>

犬の所有者は、狂犬病予防法により、犬を登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を犬の首輪に装着する義務があります。

京都府内における登録頭数は、平成25年度では121,462頭ですが、登録しないで飼養されている犬も多くいるものと考えられます。（一般社団法人ペットフード協会の調査による全国の犬の推定飼養頭数に比した登録率は約60%）

また、府内で登録している犬のうち狂犬病予防注射の実施率は約67.1%（平成25年度）となっています。

鑑札等の装着については、平成22年度の動物世論調査でも装着している人は約36%で、多くの犬は所有者明示がされていません。

##### 【犬の登録・狂犬病予防注射頭数】

(単位:頭)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
登 録	125,030	123,801	122,529	121,553	121,806	121,462
注 射	81,985	82,702	82,615	81,524	81,846	81,534
実施率	65.6%	66.8%	67.4%	67.1%	67.2%	67.1%

## <施策>

- ① 狂犬病予防体制強化のため、市町村及び獣医師会との連携・協力のもと、犬の所有者に対して広報紙・個別通知等により狂犬病のリスク啓発等を通じて、犬の登録及び狂犬病予防注射接種の必要性の周知徹底を図り、強化期間を設定した定期集合注射の取組を促進します。

また、動物取扱業者に対して狂犬病予防の重要性等を啓発します。

さらに、市町村や動物病院において、鑑札や注射済票の受領後は速やかに装着するよう指導します。

## イ 犬・猫に関する苦情・相談等

### <現状と課題>

保健所や市町村への動物の苦情・相談は主に犬・猫についてであり、いずれも「鳴声・臭気」に関するものが多くなっています。

また、集合住宅や人口密集地域での苦情・相談が多く、他の人に迷惑のかからないような適正飼養の徹底や猫の屋内飼養などに対する所有者意識の欠如によるものです。特に、犬はトレーニングすることにより、社会性を身につけることができ、鳴声等の苦情の発生を防止するとともに、周囲の環境に応じた飼養を行うことができます。

また、所有者が繁殖制限を行わないことにより、犬・猫等の飼養数が増加したため、近隣住民へ迷惑を及ぼす事例も発生しています。

### 【犬の苦情件数】

(単位:件)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
鳴声・臭気	542	530	415	448	483	630
放し飼い	231	217	118	114	100	100
家屋等荒らし	121	146	60	88	137	52
捕獲依頼	300	303	193	154	115	163
その他	251	156	179	207	393	156
合 計	1,445	1,352	965	1,011	1,228	1,101

### 【猫の苦情件数】

(単位:件)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
鳴声・臭気	646	688	710	636	432	455
放し飼い	322	360	335	295	194	105
家屋等荒らし	332	400	224	155	278	99
捕獲依頼	356	308	427	253	151	120
その他	213	379	223	249	477	269
合 計	1,869	2,135	1,919	1,588	1,532	1,048

## <施策>

- ① 集合住宅での動物飼養のあり方に関するガイドラインを作成することとします。

② 講習会の開催や啓発物の配布等により、避妊去勢手術及び首輪等の個体標識の装着を普及します。

また、飼養能力以上に多頭飼育を行っている場合は、必要に応じ、所有者に対して避妊去勢手術や譲渡などの指導を行います。

③ 犬のしつけ方教室の開催等により、所有者のモラル、マナーの向上を図ります。

④ 動物愛護管理センター、保健所等に動物の不適切な飼養、遺棄、虐待などに係る相談窓口を設けるとともに、市町村等と連携して所有者への立入調査、指導を行います。

⑤ 猫の適正飼養ガイドラインを策定し、猫の屋内飼育の推進、糞便の適正処理の徹底や避妊手術の啓発、指導を行います。

### 参考 市町村における取組

市町村における取組としては、散歩時の犬の糞放置を防止するための条例制定や広報紙での啓発、街角に看板を掲示するとともに、保健所と連携して苦情対応や指導を行っています。

#### 【市町村における動物関係条例の現状】

区 分	条 例 名	対象動物	公 布 日
京都市	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	犬	昭和56年10月
京田辺市	まちをきれいにする条例	飼い犬	平成10年10月
宇治市	環境美化推進条例	飼い犬	平成11年10月
大山崎町	生活環境美化に関する条例	飼い犬	平成14年 3月
京丹後市	美しいふるさとづくり条例	飼い犬	平成16年 4月
亀岡市	環境美化条例	飼い犬等	平成17年 3月
城陽市	飼い犬のふん害の防止に関する条例	飼い犬	平成17年 4月
与謝野町	まちを美しくする条例	飼い犬、猫等	平成18年 3月
八幡市	美しいまちづくりに関する条例	飼い犬、猫	平成18年 3月
長岡京市	まちをきれいにする条例	愛玩動物	平成18年 3月
木津川市	空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	飼い犬	平成19年 3月
宇治田原町	まちをきれいにする条例	飼い犬等	平成19年 4月
宮津市	安全で美しいまちづくり条例	愛玩動物	平成19年 9月
精華町	まちをきれいにする条例	飼い犬等	平成23年 3月
向日市	向日市のまちを美しくする条例	飼い犬	平成25年12月

## ウ 終生飼養の徹底

### <現状と課題>

#### ○引取

犬の引取数は、平成20年度の427頭が平成25年度には337頭と79%に減少しています。また、猫でも平成20年度の4,668頭が平成25年度には2,287頭と49%に減少しています。

しかしながら、近年、動物の寿命が延びたことにより、病気、高齢による衰弱、介護の困難等を理由とする高齢動物の引取りも見受けられます。

#### 【引取頭数】

(単位:頭)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
犬	427	440	406	374	449	337
猫	4,668	4,266	4,098	3,531	2,986	2,287

#### ○捕獲

捕獲頭数については、平成20年度から平成22年度にかけ横ばいでしたが、平成23年度は減少しました。引き続き、捕獲頭数を減少させ、さらに咬傷事故の防止のためにも適正飼養を進める必要があります。

#### 【野犬等の捕獲頭数】

(単位:頭)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
頭 数	367	329	380	166	167	149

### <施策>

- ① 購入時など様々な機会を通じて終生飼養の必要性を徹底するとともに、所有者からの引取りの申出があった場合には、事前相談した上、その理由を入念に確認し、飼主の責任で次の新しい飼主探しや繁殖防止措置を行わせる等指導し、安易な犬・猫の処分を防止します。
- ② 動物の病気や高齢を理由に飼養を放棄する者に対して、高齢動物等の飼養方法に関するガイドブックに基づき終生飼養の指導・助言を実施し、必要に応じて市町村、動物病院及び動物取扱業者にもガイドブックを配布し終生飼養の必要性を周知します。

## (2) 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底

### <現状と課題>

特定動物はマイクロチップ等の個体識別措置の実施や5年ごとに飼養の許可を受けることが義務付けられており、飼養に当たっては逸走防止措置をとることとされています。現在、動物園等の34施設に特定動物の飼養が許可されています。

しかしながら、無許可で飼養されていた動物が逸走したと考えられる事例も発生しており、飼養保管許可の徹底が必要です。

また、特定動物の飼養者に対しては、当該動物の逸走や災害等による飼養施設の崩壊等を想定した、飼養者としての緊急的な措置を整備させておく必要があります。

**【特定動物の飼養保管許可状況】**（平成26年1月末現在） （単位:頭）

種類	サル 10種	クマ 2種	猫科 3種	象 1種	カバ 1種	キリン 1種	猛禽 3種	ワニ 11種	カメ 1種	ヒツジ・トカゲ 10種	合計 43種
頭数	190	6	11	3	1	7	5	47	41	222	533

**<施策>**

- ① 特定動物の許可制度について、ホームページや動物取扱業者への資料配付等により、広く府民に周知徹底し無許可飼養を防止します。
- ② 特定動物の飼養者に対して、当該動物が逸走したり、災害等により当該動物の飼養施設が崩壊したりした場合に、迅速に対応できるようマニュアルの作成を指導します。

**3 動物取扱業等の社会的責任の徹底**

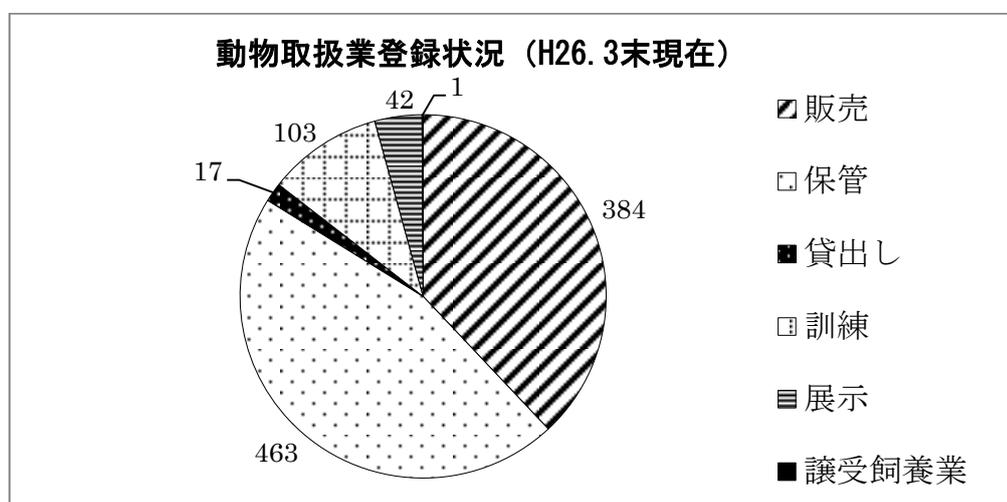
**(1) 動物取扱業**

**<現状と課題>**

第一種動物取扱業は登録する義務があり、5年ごとに更新するとともに、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、京都府等が実施する研修を受講させる義務があります。

あわせて、購入者に対して、動物の特性や状態、飼育方法等の事前説明及び販売記録の保管が義務付けられております。また、悪質な業者は行政処分を受けることになります。府内の第一種動物取扱業は、平成26年3月末現在、791施設が登録しております。

また、動物取扱従事者についても、動物取扱に係る知識や技術の研鑽が必要です。



※平成26年3月末において競りあっせん業の登録はありません。

### <施策>

- ① 動物取扱業団体との連携・協働による事業者研修及び動物取扱責任者研修会により動物取扱業者の更なる資質向上を図ります。  
また、業種に応じた自主管理点検表を作成し、点検表等の活用による業務管理を指導します。
- ② 動物取扱業者に対する計画的な立入検査や監視指導により、適正な業務が行われていることを確認するとともに、動物取扱業者が動物の飼養方法や犬の登録義務等の事前説明を購入者に対して行うこと等の周知徹底を図ります。
- ③ 第一種動物取扱業者についてホームページで業種（販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあわせ業、譲受飼養業）、所在地、登録期間などの登録内容を公表し情報提供を進めます。

## (2) 産業動物

### <現状と課題>

府内の産業動物（牛、馬、豚、鶏等の家畜・家禽）の飼養状況は次のとおりです。管理者及び所有者は、人の生命、身体又は財産に対する侵害や人の生活環境の汚損を防止するため、産業動物の適正な飼養又は保管に努める必要があります。

#### 【飼養頭・羽数】（平成25年2月末現在）

畜種	乳用牛	肉用牛	豚	馬等	山羊等	イノシ	合計
飼養戸数	79	92	29	43	71	12	326
飼養頭数	4,798	6,644	13,411	427	215	51	25,546
	11,442						

畜種	採卵鶏	ブロイラー	種鶏	アヒル・アカモ	合計
飼養戸数	690	45	3	74	812
飼養羽数	1,509,376	433,190	44,402	24,320	2,011,288

### <施策>

- ① 家畜保健衛生所などの関係機関と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」により、産業動物の衛生管理や安全保持を指導し、飼養施設周辺的生活環境の汚損防止等を徹底します。

## (3) 実験動物

### <現状と課題>

動物は命あるものであり、実験等の利用に供するに当たっては、できる限りその使用数を削減するよう努めるなど「3Rの原則」（※）を遵守することが必要です。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努める必要があります。

### <施策>

- ① 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づき、国や関係機関と連携して、「3Rの原則」をはじめ、動物実験等を適正に実施することを促進します。

※「3Rの原則」・・・国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項であり、「代替法の活用 (Replacement)」、「使用数の削減 (Reduction)」及び「苦痛の軽減 (Refinement)」をいいます。

## 4 人と動物のよりよい関係づくりの推進

### (1) 幼い頃からの動物愛護教育

#### <現状と課題>

動物とのふれあいを幼い頃から経験し、生命の尊さ等を学ぶことは大切です。しかしながら、近年、動物とふれあう機会が少なくなっており、動物とふれあう方法や動物の習性等の正しい知識を身につけることが難しくなっているため、子どもたちに動物とふれあう機会をつくっていくことが必要です。

#### 【府民向け事業実績】

事業	対象	平成25年度実績
動物ふれあい教室	保育所・幼稚園	12施設 ( 1,074名 )
動物訪問事業	老人ホーム等	4施設 ( 250名 )
犬のしつけ方教室	飼い主	実技11回 ( 125名 ) 講習11回 ( 170名 )
動物愛護教室	小学校	42校 ( 2,518名 )

#### <施策>

- ① 市町村、教育委員会及びボランティアと連携し、保育所や幼稚園、小学校等において、「動物ふれあい教室」の実施及び学校飼育動物活動等の推進を図ります。

### (2) ボランティア等自主的な取組の促進

#### <現状と課題>

地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たす動物愛護推進員は、現在、獣医師等約130名を委嘱しています。(平成26年度)推進員に対しては、動物愛護推進協議会を設置して研修会を実施するなどの支援を行っており、推進員活動の活発化を期待します。動物愛護に関心を持ち、動物愛護ボランティアに参加したいと考える府民は多いため、行政と相互に連携し、これらの活動を結びつけていくことが必要です。

**【動物愛護推進員の委嘱数】**

(単位：名)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
委嘱数	129	131	123	125	129	129	129

**【地域動物愛護推進組織】**

区 分		対 象 地 域
京都市動物愛護推進会議		京都市
京 都 府 動 物 愛 護 推 進 協 議 会	犬の適正飼養推進乙訓地域連絡協議会	向日市、長岡京市、大山崎町
	山城北犬の適正飼養推進連絡協議会	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市 久御山町、宇治田原町、井手町
	相楽犬の適正飼養推進協議会	木津川市、精華町、笠置町、和束町 南山城村
	南丹地域動物愛護推進協議会	亀岡市、南丹市、京丹波町
	中丹動物愛護推進協議会	福知山市、舞鶴市、綾部市
	丹後動物愛護推進協議会	宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町

**<施策>**

- ① 市町村や地域住民の主催する動物適正飼養講習会等への講師派遣等を通じて、地域活動を促進し、社会的な協働意識の醸成を図ります。
- ② 市町村等の関係機関や地域の動物関係協議会が動物愛護推進員等と連携し、動物愛護に関するイベントなどの地域における啓発事業を行います。
- ③ 京都動物愛護センター（仮称）ボランティアスタッフを養成し、行政との連携を図り、動物愛護事業への積極的な参加等の自主活動を支援するため、ボランティア団体の交流会の開催、ネットワーク化による犬・猫の譲渡を促進する仕組の構築などを推進します。
- ④ 飼い主のいない猫への対応として、猫の適正飼養ガイドラインを策定し、地域の問題として住民が主体的に取り組めるようなルールづくり等を推進します。

**(3) 身体障害者補助犬**

**<現状と課題>**

身体障害者補助犬法により、身体障害者が公共施設、公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等を利用する場合は、身体障害者補助犬を同伴することができますが、周知徹底が必要です。

**<施策>**

- ① 身体障害者補助犬の社会的な役割を啓発するとともに、同伴可能な施設への「ほじょ犬マーク」の掲示を推進するため、対象施設への資料配布等を行います。

## 5 保護動物等の返還・譲渡の推進

### (1) 返還と譲渡

#### <現状と課題>

捕獲された犬を所有者に返還する割合は、平成 25 年度で 76%と上昇傾向ですが、年により増減があります。

マイクロチップを普及啓発し、飼主への返還頭数を増やす必要があります。

#### 【捕獲に対する返還割合】

(単位:頭)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
捕獲頭数(A)	367	329	380	166	167	149
返還頭数(B)	143	100	131	123	106	113
割 合(B/A)	39%	30%	34%	74%	63%	76%

引き取った犬・猫については、平成 25 年度で犬 195 頭、猫 127 頭を新しい飼い主に譲渡しました。多くの方は幼犬の譲渡を希望されますが、成犬の良さを紹介することにより、成犬譲渡につなげています。

また、猫の譲渡率が低いのは、生後間もない幼猫の割合が多く、飼育困難なため、譲渡希望自体が少ないことによるものですが、避妊・去勢手術等を啓発し、幼猫の引取頭数を減らすことにより譲渡率を上げる必要があります。

#### 【引取犬の譲渡割合】

(単位:頭)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
引取頭数(A)	427	440	406	374	449	337
譲渡頭数(B)	161	235	166	206	217	195
割 合(B/A)	38%	53%	41%	55%	48%	58%

#### 【引取猫の譲渡割合】

(単位:頭)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
引取頭数(A)	4,668	4,266	4,098	3,531	2,986	2,287
譲渡頭数(B)	34	206	327	375	237	127
割 合(B/A)	0.7%	4.8%	8.0%	10.6%	7.9%	5.6%

#### 【引取における子犬・子猫の割合(平成 24 年度)】

(単位:頭)

区 分	引取頭数 (A)	うち子犬・子猫	割合(B/A)
犬	337	51	15.1%
猫	2,287	2,026	88.6%

#### <施策>

- ① 市町村、警察等との情報共有化やホームページ等による捕獲犬情報の提供により、所有者への返還頭数を増やします。譲渡会の開催予定、譲渡を行う犬・猫の種類、年齢等の情報をホームページで提供し譲渡を促進します。
- ② 譲渡を受けた方が犬・猫の飼養を放棄して、引取りの申出がないよう、譲渡時に終生飼養の徹底を図ります。

- ③ 市町村、動物病院、動物取扱業者やペット用品販売店等を通じて、マイクロチップの装着等を促進します。

## (2) 負傷動物の收容

### <現状と課題>

所有者の判明しない負傷動物の收容は、京都市以外の地域は京都府動物愛護管理センター（京都市西京区）、京都市内は京都市家庭動物相談所（京都市南区）で行っています。負傷動物の收容頭数は平成25年度213頭であり、そのうち猫が207頭と97%を占めています。

負傷動物の多くは衰弱や交通事故などの外傷等によるものですが、京都府は地形的に南北の距離があるため、負傷した動物を北部地域から動物愛護管理センターに搬入する場合は、時間がかかります。

【負傷動物の收容頭数】

(単位:頭)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
犬	2	4	16	11	12	6
猫	102	150	173	162	179	207
合 計	105	154	189	174	191	213

### <施策>

- ① 獣医師会の協力を得て、負傷動物の治療体制を整えるとともに、新たに設置される京都動物愛護センター（仮称）の治療技術の向上を図ります。

## 6 殺処分頭数の削減

### <現状と課題>

殺処分ゼロを目指し、引取頭数の削減や返還・譲渡を推進する取組が必要です。

犬の殺処分頭数は減少の傾向にあります。猫の殺処分頭数は減少しているものの、まだ、相当数あります。

【犬・猫の殺処分数】

(単位:頭)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
犬	482	454	398	198	283	168
猫	4,713	4,209	3,923	3,304	2,922	2,348

### <施策>

- ① 市町村、獣医師会、動物関係団体などと連携し、動物の所有者や地域住民に対して、終生飼養徹底等に関する啓発を図ります。

また、所有者から引取りの申出がある場合は、安易な引取依頼を拒むことにより、保健所での引取頭数を削減するとともに、ホームページに譲渡用動物の掲載等により譲渡を促進します。

- ② 殺処分を行う場合は、鎮静薬を投与し、静かに落ち着かせた後、麻酔薬注射を実施します。

## 7 府民と動物の安全の確保

### (1) 共通感染症対策

#### <現状と課題>

狂犬病などの共通感染症は、人と動物が同じ病原体により発症する感染症です。屋内飼養など動物と密着して暮らす今日、所有者等は十分配慮して動物から感染しないよう飼養する必要があります。

京都府では、人と動物の共通感染症の予防対策として、動物の所有者や動物取扱業者を対象とした、リーフレットやホームページ等の広報媒体による予防啓発に取り組んでおりますが、より一層徹底する必要があります。

狂犬病対策としては、疑いのある犬等が発見された場合に迅速で的確な対応が行えるよう、狂犬病対応マニュアルに基づき、市町村等の関係機関との連携強化が必要です。

あわせて、感染症等の対策に従事する職員の専門性を高めておく必要もあります。

#### <施策>

- ① 共通感染症に対する正しい知識及び動物の予防ワクチン接種等に関するリーフレットを作成し、動物病院や動物取扱業者を通じて、所有者に情報提供を行います。
- ③ 医師会、獣医師会、府関係機関等で構成する「共通感染症予防連絡調整会議」を通じて情報交換や協力体制の確保を図ります。また、狂犬病対応マニュアルに基づく説明会等により、市町村、獣医師会等との協力体制の強化を図ります。
- ③ 獣医師会の協力により実施している「動物感染症サーベイランス事業」を充実し、共通感染症の発生動向の把握に努めます。
- ④ 京都舞鶴港において、海外からの狂犬病罹患犬等の上陸を防止するため、定期的な巡回監視や外航船員への啓発物の配布等を行います。
- ⑤ 国等が実施する感染症等に関する研修や講習会の受講により、関係職員の専門知識の習得及び検査技術の向上を図ります。

### (2) 災害時の対策

#### <現状と課題>

地震などの災害発生時には、被災者の救護とともに、動物の救護や危害防止等の観点から、被災動物の収容及び餌の確保等の救護体制の確立、特定動物の逸走防止等の対策が必要になります。

このため、地域防災計画においては、被災時の家庭動物の保護や収容に関する対策等について、市町村等の関係機関や動物関係団体と連携・協働して対処することを定めていますが、具体的な行動マニュアルを整備することが必要です。また、動物の所有者も日頃から災害に対する備えをしておく必要があります。

#### <施策>

- ① 新たに設置される京都動物愛護センター（仮称）を災害時の動物保護・収容施設とするほか、災害時等動物救護マニュアルに基づき、災害時等の動物救護に係る体制整備を図ります。
- ② ガイドブック、広報紙等により、所有者に災害時の飼養管理に係る普及啓発を図ります。

### **（３）動物の遺棄・虐待防止対策**

#### <現状と課題>

京都府内では遺棄・虐待の疑いの苦情も寄せられており、犬が複数頭遺棄されていた事案の発生もありました。遺棄又は虐待の行為については、犯罪であることを啓発するなど防止対策を図る必要があります。

#### <施策>

- ① 京都府、京都市及び京都府警本部で構成する推進連絡協議会を活用し、遺棄・虐待の行為は犯罪であることをリーフレット等により啓発するとともに、必要に応じて、協力及び対応等の推進を図ります。

## 第3章 計画推進に向けて

### 1 計画の数値目標

本計画は以下のとおり具体的な数値目標を定め取り組んでいきます。

指 標	方 向	数 値 指 標	平成18年度
犬の殺処分数	減 少↓	0頭（ 100%減 ）	912頭
猫の殺処分数	減 少↓	930 頭（ 85%減 ）	6,203頭
引取犬の譲渡割合	増 加↑	100%	24%
引取猫の譲渡割合	増 加↑	20%	0.1%
犬・猫の引取数	減 少↓	1,400頭（ 80%減 ）	7,018頭
犬・猫等の苦情数	減 少↓	2,050件（ 50%減 ）	4,138件
狂犬病予防注射実施率	増 加↑	100%	65.1%

### 2 計画の達成状況の把握・見直しの体制

動物関係団体等との協議により、本計画の点検及び評価等を行い、計画の達成状況を把握し、必要に応じて5年後を目途に計画の見直しを図ります。